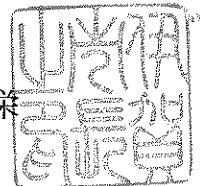




2021(令和3)年4月28日

伊賀市議会議長 市川 岳人 様

伊賀市長 岡 本 栄



採択請願の現在の対応状況、結果等について（報告）

このことについて、次のとおり情報提供します。

事項名	(平成30年5月23日受付) 請願第8号 伊賀鉄道の障がい者運賃割引に関する請願について
事項の内容	採択請願について、伊賀鉄道㈱と協議を重ねた結果、令和3年4月1日から既存の運賃割引制度に加え、障がい者が単独で乗車する場合においても、運賃割引を適用するとともに、これまで割引を実施していた身体障がい者および知的障がい者に加え、精神障がい者に対しても同様の割引を設定することとなりました。 詳細は別紙のとおりです。

事務担当：企画振興部交通政策課
吉岡、八幡
電話番号 22-9663

(別紙)

伊賀鉄道障がい者運賃割引新旧対照表

障がい者の区分

身体障害者手帳	第1種・第2種
精神障害者保健福祉手帳	1級・2級・3級
療育手帳	A級・B級

		新【変更後】			旧【変更前】	
種別	乗車券	割引内容	割引率	割引内容	割引率	
第1種 1級 A級	単独	普通	○	5割	×	×
		回数	○	5割	×	×
		定期	×	×	×	×
	介護者つき	普通	○	5割	○	5割
		回数	○	5割	○	5割
		定期	(注) 1. 主となる割引対象者が小児の場合は介護者のみ 2. 介護者に対して通勤定期乗車券を発売する。	5割	(注) 1. 主となる割引対象者が小児の場合は介護者のみ 2. 介護者に対して通勤定期乗車券を発売する。	5割
第2種 2・3級 B級	単独	普通	○	5割	×	×
		回数	○	5割	×	×
		定期	×	×	×	×
	介護者つき	普通	○ (介護者×)	5割	×	×
		回数	○ (介護者×)	5割	×	×
		定期	介護者のみ (主となる割引対象者が小児 (12才未満)の場合に限り 発売)	5割	介護者のみ (主となる割引対象者が小児 (12才未満)の場合に限り発 売)	5割

1 受理番号	請願第8号
2 受付年月日	平成30年5月23日
3 請願者の住所及び氏名	伊賀市上野中町2976-1 伊賀市障害者福祉連盟 会長 福澤 正志
4 請願の件名	伊賀鉄道の障がい者運賃割引に関する請願について
5 請願の要旨	<p>全国的に障がい者運賃割引が拡充される中で、伊賀鉄道の障がい者運賃割引は、身体障がい者手帳・療育手帳を所持する方で、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」の記載がある場合、介護者とともに利用する場合は5割引となります。本人のみ単独で乗車の場合は、乗車キロ程が101kmに満たないため割引が適用されません。また「第2種」の記載がある場合、本人・介護者とも一定の条件に該当する場合を除き、割引が適用されないといった厳しい条件となっています。</p> <p>平成24年2月に、総務省中部管区行政評価局は、「障がい者が単独で鉄道に乗車する場合、100kmを超える長距離でなくても、割引が受けられるようにしてほしい」との申し出を受け、行政苦情処理委員会に諮り、その意見を踏まえて、中部運輸局に対して、障がい者が日常生活においても鉄道運賃割引を受けられるように、障がい者が単独で片道100km以内の乗車をする場合であっても運賃割引を行うよう積極的に鉄道事業者に要請するようあつせんしました。</p> <p>また、障害者基本法では、平成5年に精神障がい者が障がい者として追加され、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっており、精神障がい者のみ割引の対象から除外されている現状は他の障がい者との公平性に欠けると考えられます。</p> <p>現実に、障がい者就労事業所での賃金収入よりも、そこへ通うための伊賀鉄道の運賃が上回るようなことが起こっており、生活に支障をきたしています。</p> <p>よって、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が、より良い生活を送るため、移動手段である伊賀鉄道の障がい者運賃割引が制限される条件を撤廃し、すべての障がい者の移動する権利を確保して頂けるようお願い申し上げます。</p>
6 紹介議員	信田利樹、上田宗久、近森正利、中谷一彦
7 付託委員会	総務常任委員会